

しずおか



静岡市農業委員会 会長 徳田 雅亮

皆様には、日頃より農業委員会活動にご理解ご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

日本国内での感染者が初めて確認された令和2年1月以降、これまで経済や多くの社会生活を始め、農業分野においても生産活動や農業経営の場面で大きな影響を及ぼしてきた新型コロナウイルス感染症でしたが、5月8日から感染症法上の位置付けが季節性インフルエンザと同じ5類へ移行し、徐々に従来の日常を取り戻しつつあります。

しかしながら、近年の混沌とした世界情勢において、燃油や肥料など農業生産資材の高騰が続き、昨年9月に発生した台風15号による被害の爪痕も未だに残るなど、本市農業を取り巻く環境は依然として厳しい状況にあることは変わりありません。

このような中、改正農業経営基盤強化促進法等が4月1日に施行され、地域農業にとって指針となる「地域計画」が全ての市町村で策定されることとなり、当農業委員会においても、農地所有者、利用者の10年後の農地利用の意向を確認し、地図化した地域計画の基礎資料となる「目標地図」の素案作成が求められています。

令和5年度は、この「目標地図」の素案作成を通じて、今後策定される「地域計画」が地域農業にとって有意義なものとなるよう、農地利用最適化の推進に向けて農業委員、農地利用最適化推進委員が一丸となって、担い手への農地集積・集約化、遊休農地の発生防止・解消、新規就農の促進に取り組んで参りますので、引き続き皆様のご理解ご協力をお願いするとともに委員会活動にご意見をお寄せくださるようお願いいたします。

【もくじ】

農地転用・農地賃借料情報	P2
下限面積廃止・ふるさと農力チャレンジ事業	P3
いざいき都市農業推進事業・農業用機械継承支援事業	P4
お茶の補助事業	P5
農業者年金	P6
農地中間管理事業／農地利用状況調査	P7
地域計画策定のアンケート調査にご協力ください	P8

【発行】 令和5年6月
静岡市農業委員会

【編集】 静岡市農業委員会事務局
静岡市葵区追手町5番1号
電話：054-221-1483

【ホームページアドレス】
https://www.city.shizuoka.lg.jp/000_000414.html

「農地転用」には農業委員会の許可が必要です!

農地に住宅や倉庫を建てたり、資材置場や駐車場として利用するなど、農地を農地以外の目的で利用することを「農地転用」と言い、農地転用をしようとする者は、農業委員会の許可を受ける必要があります。

ただし、市街化区域内農地を転用する場合は、あらかじめ農業委員会に届け出ることによって許可は不要となります。

許可を受けずに農地転用した場合や、許可を受けても事業計画通りに転用していない場合には、農地法に違反することになり、工事の中止や原状回復等の命令や罰則の適用もあります。

罰則の規定

事 項	内 容
違 反 転 用	3年以下の懲役または300万円以下の罰金 (法人は1億円以下の罰金)
違反転用における 原状回復命令違反	3年以下の懲役または300万円以下の罰金 (法人は1億円以下の罰金)

令和4年 静岡市農地賃借料情報

令和4年1月から令和4年12月までに締結(公告)された賃借権における賃借料水準(10aあたり)は、以下のとおりになっています。

1. 田(水稲)の部

地域名	平均額	最高額	最低額	データ数
葵区	9,000円	10,000円	2,500円	11件
駿河区	—	—	—	—件
清水区	—	—	—	—件
葵区中山間地域	8,000円	10,000円	6,500円	80件
清水区中山間地域	—	—	—	—件
(参考) 静岡市平均	8,100円			91件

2. 畑(普通畑)の部

地域名	平均額	最高額	最低額	データ数
葵区	11,600円	18,500円	8,000円	51件
駿河区	71,200円	74,600円	51,000円	7件
清水区	24,100円	50,900円	10,000円	51件
葵区中山間地域	13,000円	35,500円	10,000円	22件
清水区中山間地域	10,000円	10,000円	10,000円	67件
(参考) 静岡市平均	16,500円			198件

3. 畑(茶畑)の部

地域名	平均額	最高額	最低額	データ数
葵区	6,500円	13,000円	3,000円	38件
駿河区	1,100円	2,000円	1,000円	15件
清水区	14,700円	20,500円	9,900円	87件
葵区中山間地域	6,600円	12,200円	3,000円	378件
清水区中山間地域	12,800円	20,000円	5,000円	76件
(参考) 静岡市平均	8,400円			594件

4. 畑(茶畑以外の樹園地)の部

地域名	平均額	最高額	最低額	データ数
葵区	4,800円	5,000円	4,500円	4件
駿河区	10,100円	13,000円	8,000円	25件
清水区	17,000円	30,000円	7,400円	181件
葵区中山間地域	—	—	—	—件
清水区中山間地域	18,900円	30,000円	8,100円	163件
(参考) 静岡市平均	17,200円			373件

※1 データ数は、集計に用いた筆数です。

※2 金額は、算出結果を四捨五入し100円単位としています。

※3 「(参考)静岡市平均」の平均額は、各地域の平均値をデータ数により加重平均した値です。

※4 中山間地域の対象地区は下記のとおりです。

<葵 区> 井川、梅ヶ島、大河内、玉川、大川、清沢、松野、足久保、中蘆科、南蘆科、服織西、賤機北、賤機中、北沼上

<清水区> 両河内、小島、庵原、由比

令和5年4月から下限面積要件が廃止されました

これまで、農地を取得するためには、一定の面積(当市では地域により50a～20a)以上を経営する必要がありましたが、農地法の一部が改正され、この4月1日から下限面積要件が廃止されました。

ただし、農地を取得する際に必要となる下記の許可要件は、引き続き満たす必要がありますのでご注意ください。

- 農地の全てを効率的に利用すること
- 必要な農作業に常時従事すること
- 周辺の農地利用に支障ないこと

このため、営農(耕作)計画、農地の利用状況(農機具・技術・労働力ほか)を確認していきます。



静岡市からの
お知らせ

農業の6次産業化を応援します! ふるさと農力チャレンジ事業

「新商品製造のため加工用機械を導入したい」、「新商品パッケージデザインを業者に依頼したい」といった、農業者が加工や販売を行うことで所得向上を目指す新たな取り組みに対し、補助する制度です。

■補助対象者

市内に住所を有し、かつ、居住し、市内の農地で生産を行っている農業者、農業法人及び農業者等の組織する団体

■補助対象事業(新規事業に限ります)

1. 農産物の加工用の機械・器具の導入
2. 新商品開発に伴うマーケティング調査・講習会等の開催
3. 農産物の販路拡大等を目的としたイベントの開催・出展 など



■補助率(限度額)

補助対象経費の1/2(50万円)

※消費税は除く

■申請期限 令和5年9月末日まで

※期限内でも予算がなくなり次第受付を終了しますので、お早めにご相談ください

〈問い合わせ先〉

静岡市役所 農業政策課 みかん・園芸・畜産係

電話：054-354-2091 FAX：054-354-2482

静岡市からの
お知らせ

静岡市いきいき都市農業推進事業

市内の市街化区域内農地において農業を営む都市農業者の生産・出荷調整・加工販売等、農業経営に要する施設、設備、機械の導入のほか、市民農園の整備に要する経費の一部を補助する制度です。(詳細はホームページをご覧ください) (詳細はホームページをご覧ください)

※生産資材(種苗、肥料、農薬等)や汎用性のあるもの(鍬、スコップ、車両、パソコン等)のほか200L以上の雨水貯水タンク、自主施工のための材料費は除きます。

■補助対象者

市内に住所を有し居住する農業経営主で、市街化区域内農地(借地も可)で生産活動を行い、前年の農業収入(販売金額)が50万円以上ある方

■補助対象事業及び補助率(限度額) ※いずれも消費税を除く

- 農作物生産効率向上事業 **補助対象経費の1/3(30万円)**
- 環境配慮型農業用機械器具導入事業 **補助対象経費の1/2(30万円)**
- ※園芸施設におけるヒートポンプや化石燃料を使用しない充電式の農機具(草刈機等)が補助の対象となります。
- 市民農園整備事業 **補助対象経費の1/2(50万円)**

■申請期限

令和6年1月31日(水)まで ※期間内でも予算の状況により、受付を終了しますのでご注意ください。

〈問い合わせ先〉 静岡市役所 農業政策課 農業支援係
電話：**054-354-2086** FAX：**054-354-2482**

静岡市からの
お知らせ

静岡市農業用機械継承支援事業

使用できる状態にありながら使用されていない農業用機械を他の農業者に継承することで、初期投資の軽減や農業用機械の有効活用を図るため、他の農業者に継承することが可能な農業用機械を市ホームページ上で公開し、継承が成立した農業用機械を使用する前に行うメンテナンス費用の一部を補助する制度です。(詳細はホームページをご覧ください) (詳細はホームページをご覧ください)

■補助対象者

本事業により、農業用機械の継承を受けた市内に居住する新規就農者、認定農業者及び開業届を提出しており、前年の農業収入(販売金額)が50万円以上の方

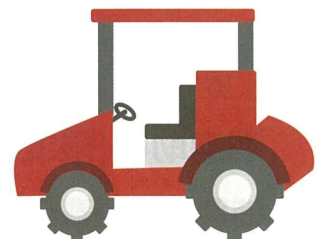
■補助対象事業及び補助率(限度額) ※消費税を除く

- 継承を受けた農業用機械のメンテナンスに要する**経費の1/2(5千円)**
- ※機械使用前に行うメンテナンスに限ります。また、部品交換等の修繕は補助の対象となりません。

■申請期限

令和6年2月29日(木)まで ※期間内でも予算の状況により、受付を終了しますのでご注意ください。

〈問い合わせ先〉 静岡市役所 農業政策課 農業支援係
電話：**054-354-2086** FAX：**054-354-2482**



お茶の補助事業をご活用ください!

茶生産者の皆さまにご利用いただける、令和5年度の主な静岡市補助事業をご案内します。

各補助事業の概要(条件等)



①-1 茶生産改良整備事業補助金(茶園改良整備事業)

対象園地	10a以上1ha未満の市内の茶園
補助対象経費	茶園の平坦化、園内作業道整備、防霜施設の整備等の小規模基盤整備に必要な経費
補助率(限度額)	中山間地域外:補助対象経費の 1/2以内(30万円/10a) 中山間地域:補助対象経費の 8/10以内(48万円/10a)

①-2 茶生産改良整備事業補助金(加工施設機械整備事業)

補助対象経費	荒茶加工機及び仕上茶加工機の購入並びに設置に係る経費(詳細要件あり)
補助率(限度額)	法人、組合等:補助対象経費の 1/2以内(500万円/年) その他:補助対象経費の 1/2以内(150万円/年)

② 茶園共同管理推進事業補助金

対象園地	施設整備:新たに耕作する10a以上の茶園 資機材導入:共同管理する1ha以上の茶園 ※被覆資材は10a以上の茶園
補助対象者	5戸以上の市内の農業者で組織する団体(詳細要件あり)
補助対象経費	灌水施設・モノレール等の施設整備、乗用茶園管理機、小型バックホウ等の資材費等
補助率(限度額)	補助対象経費の 1/2以内(500万円)

③ 補完作物転換事業補助金

対象園地	農業振興地域又は生産緑地地区、2a以上の一団の茶園(詳細要件あり)
補助対象経費	茶樹抜根後の整地及び苗木(永年性作物に限る)の植栽に係る経費
補助金額(定額)	7,600円/a(永年性作物)、4,100円/a(単年性作物)

④ 茶園防霜施設修繕事業補助金

対象施設	設置後12年を経過している防霜施設(詳細要件あり)
補助対象経費	25,000円を超える修繕に係る経費
補助金額(限度額)	補助対象経費の 2/10以内(10万円/台)

⑤ 茶園集積推進事業補助金

対象園地	農地中間管理機構を通じて新たに借り受けた茶園
補助対象経費	乗用摘採機の活用、連坦のための高さ調整、樹勢回復等に要する経費
補助金額(定額)	5万円/10a(県市で1/2ずつ負担)

⑥ 茶共済加入事業補助金

補助対象者	市内に住所を有する農業者で茶共済の加入対象となる者(工場含む)
補助対象経費	共済掛金の支払いに要する経費(詳細要件あり)
補助率	補助対象経費の 1/2以内

※詳細に関してはJAの営農指導担当もしくは静岡市役所農業政策課までお問合せください。
また補助金には予算上限がございますので、上限に達した場合は終了とさせていただきます。

〈問い合わせ先〉 静岡市役所 農業政策課 お茶のまち推進係
電話：054-354-2089 FAX：054-354-2482

国民年金の上乗せの公的な年金 「農業者年金」に加入して安心して豊かな老後を!

次の要件を満たす方ならどなたでも加入できます。



20歳以上
65歳未満

国民年金の
1号被保険者・
60歳以上65歳未満の
国民年金
任意加入者

年間
60日以上
農業に従事



保険料／通常加入の場合、月**2万円**(35歳未満で政策支援加入の要件を満たさない方は1万円)から
6万7千円の間で千円単位で自由に選べます。

保証／終身年金です。積立方式・確定拠出型で長期に安定した制度です。

税制面での優遇措置／支払った保険料は、全額社会保険料控除の対象になります。

〈問い合わせ先〉 静岡市農業委員会事務局 農政係 電話：054-221-1483

～ 農業者年金現況届について ～

農業者年金基金から直接受給者のみなさまに送付される現況届の提出をお願いいたします。
(農業委員会事務局から送付する切手付き返信用封筒をご利用ください)

現況届を提出されなかった場合、令和5年11月
から農業者年金の給付が**差し止め**になりますので
ご注意ください。

■提出期限／令和5年6月30日

■提出先／〒420-8602

静岡市葵区追手町5番1号

静岡市役所16階 農業委員会事務局

【経営移譲年金受給者のみなさまへ】

経営移譲年金を受給されているみなさまは、
現況届の自己チェック欄へご記入を
お願いいたします。



あなたご自身について、以下の1～6の項目の全てに「はい」又は「いいえ」のいずれかに必ず○を付けてください	
1.あなたご自身が農業を営んでいますか	はい いいえ
2.あなたご自身が農業を営む法人の構成員になっていますか	はい いいえ
3.後継者に貸している農地等又は特定農業用施設の返還を受けたり、売却・転用・貸付け等をしましたか	はい いいえ
4.あなた名義で農業所得の納税申告をしましたか	はい いいえ
5.あなた名義で経営所得安定対策等交付金を申請しましたか	はい いいえ
6.あなた名義で農業共済(NOUSAI)に加入しましたか	はい いいえ

農地中間管理事業を活用しましょう

～大切な農地を次世代につなげよう～

農地中間管理事業とは

農地中間管理事業は、農地を貸し付けたい方から農地中間管理機構（静岡県農業振興公社）が農地を借り入れ、経営規模の拡大や効率化などを進める地域の担い手農家に農地を貸し付ける制度です。公的機関である農地中間管理機構（静岡県農業振興公社）が間に入るのので、安心して農地の貸し借りができます。



農地を貸したい方、借りたい方は、下記問い合わせ先にご相談ください。

〈問い合わせ先〉 静岡県農業振興公社 電話：054-250-8988
 JA静岡市 電話：054-288-8420
 JALみず 電話：054-367-3247



農地パトロール(利用状況調査)を行います

農地法では、農地の所有者には農地を農業上適正かつ効率的に利用する責務があること、また、農業委員会は毎年1回、管内の農地の利用状況について調査を行うことが、それぞれ規定されています。

この規定に基づき、農業委員会では、8月から9月頃まで、市内のすべての農地を対象に農地パトロール(利用状況調査)を実施します。調査の際、農地に立ち入る場合がありますので、ご理解ご協力をお願いします。

この調査で、適正に管理がなされていない農地の所有者には、有効に農地が利用されるよう意向調査を行います。



地域計画を策定します！ アンケート調査にご協力をお願いします。

7月～8月に、対象農地の所有者・耕作者のみなさんに農地利用の現状や今後の意向を確認するアンケートを送付します。



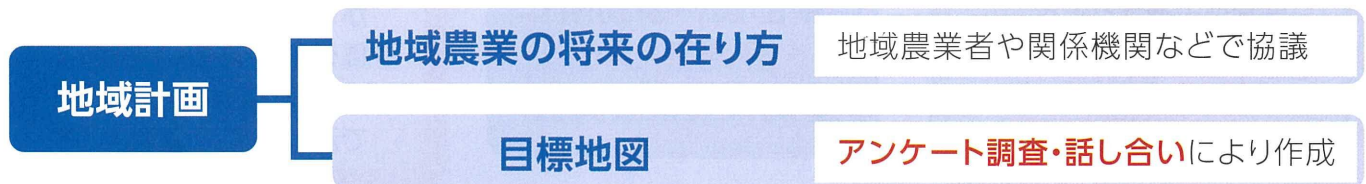
地域計画策定の経緯

現在、農業者の高齢化や、荒廃農地の拡大により、地域農業を持続することが難しくなっています。今後、担い手への農地の集積・集約化に向けた取り組みが、今まで以上に必要となります。

このような状況の中で、農業経営基盤強化促進法が改正され、市町村は、令和5年度から2年間で「**地域計画**」を策定することとなりました。

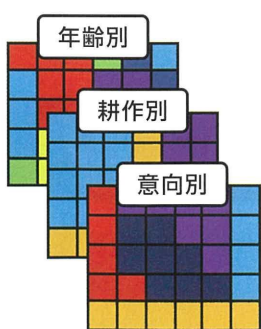
地域計画とは

〇市内全域で、目指すべき将来の農地利用の姿を明確にするための計画です(市街化区域を除く)。地域農業の将来の在り方や、10年後に目指すべき将来の具体的な利用の姿を描いた農地の地図(目標地図)等を定めます。



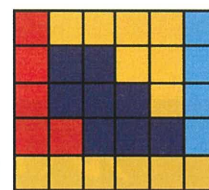
目標地図のイメージ

現状や意向を反映した目標地図の素案



農業委員会は、農地の所有者・耕作者へ**アンケート調査**を実施します。結果をもとに、農地ごとの現状、意向を反映させ、今後の見通し等について分析できる目標地図の素案を作成します。

目標地図



市町村は、農業者等の意向を勘案し、農地の集積・集約化等の効率的な利用を図る観点から、10年後に目指すべき農地利用の姿を地図に表示します。

円滑な地域計画策定のために、アンケート調査へのご理解・ご協力をお願いいたします。

〈問い合わせ先〉

静岡市農業委員会事務局 農地利用最適化推進係
静岡市役所 農業政策課 農業支援係

電話：054-221-1134
電話：054-354-2085